

【工事の進捗状況の推移】



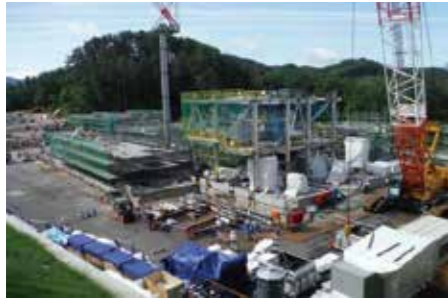
【着工前】



【H27.6】



【H27.12】



【H28.5】



【H28.7】



【H28.11】

※ 工事は、平成 28 年 11 月 30 日現在、全体の 50%程度進捗しており、計画どおり順調に進んでいます。

【稲葉クリーンセンター案内図】



【今後の予定】

- 平成 29 年 5 月 工場棟、管理棟、計量棟の竣工
- 平成 29 年 7 月 試運転開始
- 平成 29 年 12 月 正式稼働

【燃やすごみを出す時は、以下の点にご注意下さい！】

1. 金属など、はずせるものは、はずして出してください。
2. 容器包装リサイクルの対象となるプラスチック類は、今までどおりプラ資源として下さい。
3. 生ごみはしっかり水切りをしてから出してください。

【稲葉クリーンセンター(次期ごみ処理施設)便り】

南信州広域連合では、現在、平成 29 年 12 月 1 日の正式稼働を目指して稲葉クリーンセンター（次期ごみ処理施設）の整備を進めています。



【完成イメージ図】

【稲葉クリーンセンター稼働後の主な変更点】

1. 新しいごみの分別による、燃やすごみの出し方が変更されます。
 ※ 試運転に合わせて、平成 29 年 9 月 1 日から変更します。
 ※ プラスチック製品や革製品などが燃やせるようになります。
 (詳細は、次ページ以降をご覧ください。)
2. 燃やすごみの袋が変わります。
 ※ 紙袋からポリ袋(ポリエチレン製)が変わります。
 ※ 袋の色は黄色になります。
3. 直接搬入の料金については改定を予定しています。



平成29年9月1日から

『燃やすごみ』の出し方が変わります!

稲葉クリーンセンターでは、これまで焼却処理できなかったプラスチック類や革製品等が燃やすごみの対象となります

【新たに燃やすごみとなるものの例】



- ・原則として、金属やガラス等の不燃物は取り除いてください。
- ・ファスナーやボタン・ホック、ビデオテープや万年筆などについている金属は、そのまま燃やすごみとして出しても問題ありませんが、簡単にはずせるものは取り除いて下さい。

【燃やすごみとならない、間違いやすいものの例】

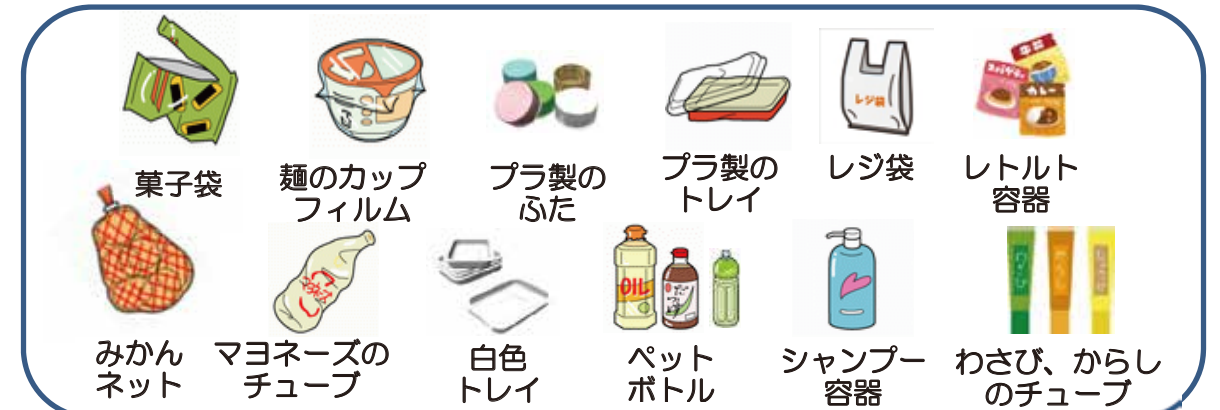


- ・混合物の内、分解できないものは燃やすごみとしないでください。
- ・電池が入っているものは、鉛などの金属が含まれる可能性があるため燃やすごみとしないでください。(電池は有害・特定ごみ)
- ・小型家電に該当するものは、基板に鉛などの重金属が含まれていることがあるため燃やすごみとしないでください。
- ・強化プラスチック、カーボン、チタン、グラスファイバー製のものは、燃え残るものが多く、焼却処理に適さないため、(ヘルメット、テニスマット等) 燃やすごみとしないでください。

『プラスチック類の資源化(リサイクル)』は継続します!

・容器包装リサイクルの対象となるプラスチック類は、プラ資源として、今までどおりリサイクルを継続します

【プラ資源となるものの例】



※ 汚れが落ちにくいものは、無理に資源とせず、燃やすごみとしてもかまいません。

『ごみの分別』については、今後、ご自分がお住まいの市町村を通じ、お知らせしていきます!

※ 詳細は、各市町村のごみ処理担当部署へお問い合わせ下さい。